



平成30年11月16日

岡山市消費生活センター

思いがけない高額請求 チラシを見て頼んだ廃品回収

事例:

(事例1) 他県に住む親がチラシを見て、廃品回収を事業者
に依頼した。チラシには「廃品回収代金が8万円」
と書かれていたが、実際には47万円請求
され、支払ってしまった。
(当事者: 80歳代 男性)

(事例2) 不用品の処分をしてもらおう
と、投げ込みチラシの事業者
に電話をすると「費用は3万円
くらい」と言われたが、来訪
すると30万円を提示された。
高いとは思ったが、仕方なく
支払った。
(60歳代 女性)



※(独)国民生活センター 見守り新鮮情報 第317号より抜粋



被害にあわないためのアドバイス



- 投げ込みチラシ等を見て事業者
に廃品回収を依頼する場合、
チラシに記載されている金額
で契約出来るとは限りませ
ん。事前に複数の事業者か
ら見積もりを取り、料金だ
けでなく作業内容も比較検
討しましょう。
- 作業終了後に突然高額な金
額を請求されるケースもあ
ります。契約時や作業開始
前に追加料金がないか確認
しましょう。
- 作業時は家族や周りの人に
立ち会ってもらうことも大
切です。
- 不審に思ったら、消費生
活センターにご相談くださ
い。(消費者ホットライン☎
188(いやや!))も使用でき
ます。)

岡山市消費生活センター	
電話	(086) 803-1109
相談日	月曜～金曜
時間	9時～16時

または

岡山県消費生活センター	
電話	(086) 226-0999
相談日	火曜～日曜
時間	9時～16時30分